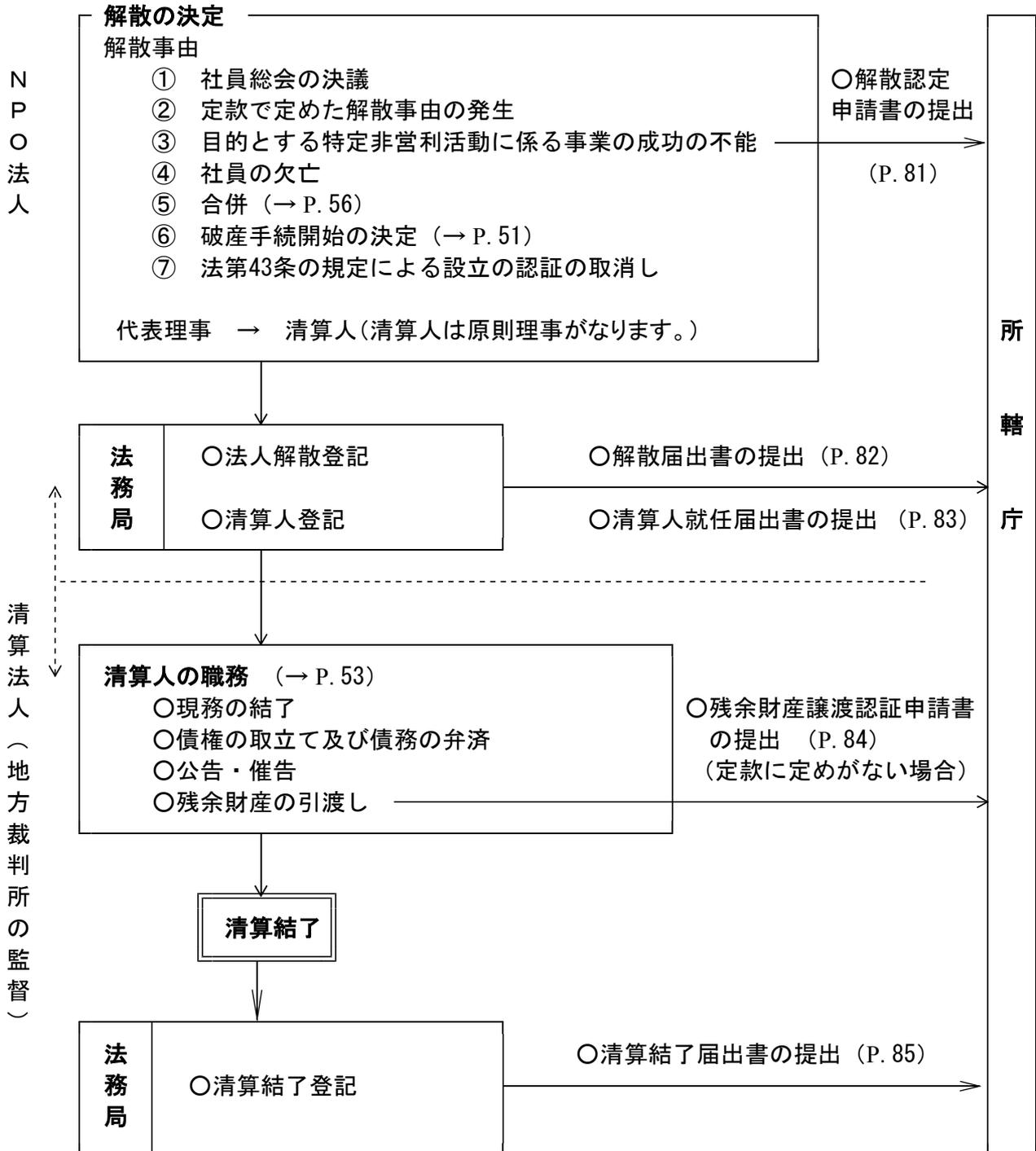


### Ⅲ 解散及び合併

### Ⅲ 解散及び合併

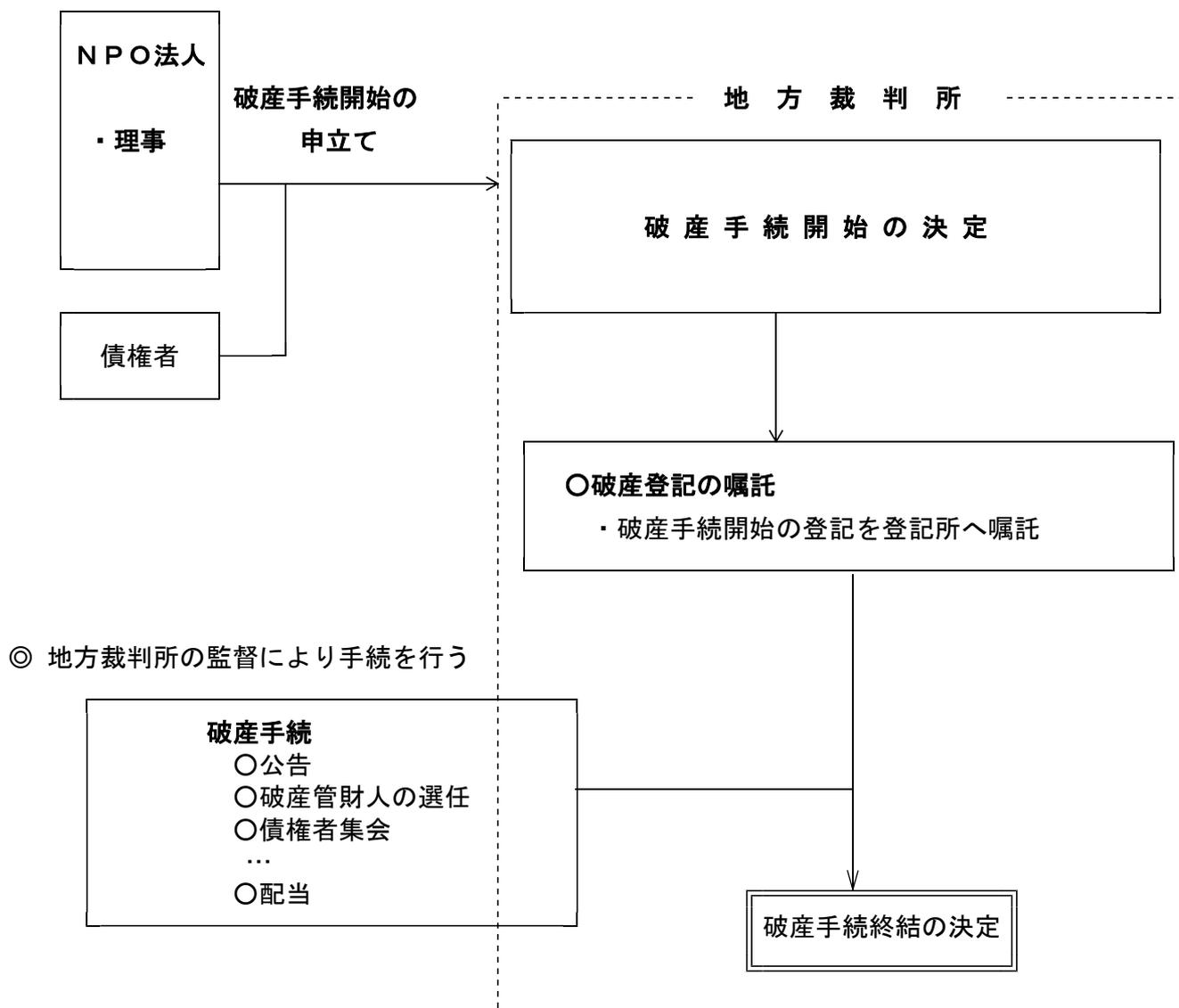
#### 1 解散の手続

##### (1) NPO法人の解散手続の流れ



### <法人が破産した場合>

法人が、破産の原因である「法人の財産の内容である、負債が資産を上回った状態」に陥った場合、地方裁判所が破産手続開始を決定し、破産手続が行われます。



## (2) 解散事由

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法第31条第1項)

- ① 社員総会の決議(第1号)
- ② 定款で定めた解散事由の発生(第2号)
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(第3号)
- ④ 社員の欠亡(第4号)
- ⑤ 合併(第5号)
- ⑥ 破産手続開始の決定(第6号)
- ⑦ 第43条の規定による設立の認証の取消し(第7号)

①については、議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む。)です。

⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

### (3) -1 解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事がなります。

清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

|   | 提出書類等                     | 様式   | 部数 | 参照ページ |
|---|---------------------------|------|----|-------|
| 1 | 解散届出書                     | 第10号 | 1  | 82    |
| 2 | 解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書 | 官公署  | 1  | —     |

### (3) -2 解散事由③の場合の手続

まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

|   | 提出書類等          | 様式  | 部数 | 参照ページ |
|---|----------------|-----|----|-------|
| 1 | 解散認定申請書        | 第9号 | 1  | 81    |
| 2 | 事業の成功の不能を証する書面 | 任意  | 1  | —     |

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。以後、上記(3)-1に同じ。

#### (4) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

|                      |            |         |
|----------------------|------------|---------|
| ・他のNPO法人             | ・国又は地方公共団体 | ・学校法人   |
| ・公益法人（公益社団法人、公益財団法人） | ・社会福祉法人    | ・更生保護法人 |

|   | 提出書類等       | 様式   | 部数 | 参照ページ |
|---|-------------|------|----|-------|
| 1 | 残余財産譲渡認証申請書 | 第12号 | 1  | 84    |

## 2 清算の手続

### (1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

|   | 提出書類等         | 様式   | 部数 | 参照ページ |
|---|---------------|------|----|-------|
| 1 | 清算人就任届出書      | 第11号 | 1  | 83    |
| 2 | 清算人就任の登記事項証明書 | 官公署  | 1  | —     |

### (2) 清算人の職務

#### ① 現務の終了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

#### ② 債権の取立て及び債務の弁済

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

③ 公告

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内（2ヶ月以上）にその請求を申し出るよう催告しなければなりません。

この公告には、期間内に申し出ないときは、清算から排除する旨を付記しなければなりません。

公告の方法は、官報に掲載する他、定款に規定した方法で行います。

④ 残余財産の引渡し

以上の手続を終わって残余財産がある場合は、これを譲渡先に引き渡します。

(3) 清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人は、清算終了届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、所轄庁に届け出ます。

|   | 提出書類等        | 様式   | 部数 | 参照ページ |
|---|--------------|------|----|-------|
| 1 | 清算終了届出書      | 第13号 | 1  | 85    |
| 2 | 清算終了の登記事項証明書 | 官公署  | 1  | —     |

## 【資料】法人解散時等の公告の方法について

会社法の制定に伴い、民法が改正されました。この改正により、①法人が解散した場合、②解散した法人が破産手続開始の申立を行った場合に行う各公告については、「官報に掲載」して行うこととなりました（民法第79条第4項、第81条第4項）。

この改正は、特定非営利活動促進法でも準用されていましたが、平成20年12月に、民法の改正に伴って、特定非営利活動促進法に新たに第31条の10及び第31条の12が設けられ、NPO法人が、①解散した場合、②解散した法人が破産手続開始の申立を行った場合でも官報に掲載して公告することが、直接、規定されました。

NPO法人が定款で日刊新聞紙など官報以外の公告方法を規定している場合には、定款で規定している公告方法に加え、官報に掲載する方法でも公告する必要がありますので注意してください。

なお、これを機会に定款記載の公告方法を官報に掲載して行う方法に変更する場合は、特定非営利活動促進法第25条第6項に規定する事項に係る定款の変更であるため、定款変更届出書を提出してください。（定款変更の認証を受ける必要はありません。）

### ●特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）

（債権の申出の催告等）

第31条の10 清算人は、特定非営利活動法人が第31条第1項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は二月を下ることができない。

2・3 略

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

（清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第31条の12 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2・3 略

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

### 3 合併の手続

NPO法人は、他のNPO法人と合併するときには、総会の議決を経て、所轄庁の認証を受ける必要があります。

#### (1) 合併手続の流れ

##### ① 社員総会の議決

議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

##### ② 所轄庁の認証

認証を受けようとするときは、議決した社員総会の議事録の謄本を添付した合併認証申請書を所轄庁に提出しなければなりません。

合併によりNPO法人を設立する場合においては、定款の作成その他の設立に関する事務は、それぞれのNPO法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

合併により事務所を他県にも設置する等により所轄庁が変更となる場合は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁への申請となります。申請書等も変更後の所轄庁の様式となります。

|    | 提出書類等                  | 様式   | 縦覧 | 部数 | 参照ページ  |
|----|------------------------|------|----|----|--------|
| 1  | 合併認証申請書                | 第14号 |    | 1  | 86     |
| 2  | 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本    | 任意   |    | 1  | 35     |
| 3  | 定款                     | 〃    | ○  | 2  | —      |
| 4  | 役員名簿                   | 〃    | ○  | 2  | 27     |
| 5  | 就任承諾及び誓約書の謄本           | 〃    |    | 1  | 28     |
| 6  | 役員の住所又は居所を証する書面 ※      | 官公署  |    | 1  | —      |
| 7  | 社員のうち10人以上の者の名簿        | 任意   |    | 1  | 22     |
| 8  | 確認書                    | 〃    |    | 1  | 43     |
| 9  | 合併趣旨書                  | 〃    | ○  | 2  | —      |
| 10 | 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 | 〃    | ○  | 2  | 36     |
| 11 | 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 | 〃    | ○  | 2  | 37, 39 |

※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能

- ③ NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。
- ④ NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月以上とする。）に述べることを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。
- ⑤ 合併によって設立したNPO法人は、合併によって消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。また、その効力は、主たる事務所の所在地において登記することによって生じます。
- ⑥ NPO法人は、上記⑤の登記をしたときは、遅滞なく、合併登記完了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。

あわせて、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、合併の時の財産目録も提出します。

|   | 提出書類等      | 様式   | 閲覧 | 部数 | 参照ページ |
|---|------------|------|----|----|-------|
| 1 | 合併登記完了届出書  | 第15号 |    | 1  | —     |
| 2 | 登記事項証明書    | 官公署  |    | 1  | —     |
| 3 | 登記事項証明書の写し | 〃    | ○  | 1  | —     |
| 4 | 合併の時の財産目録  | 任意   | ○  | 1  | 17    |